

保育部会

(和泉部会長)

皆様こんばんは。

新制度も少しずつはっきりしてきたところであり、一方でまだこれからの部分も残しています。国はこの新制度をどう進めていくのかという中で、私たちの地方版子ども・子育て会議がきちっと進むことで、保育の質にも亙り合っていくことで、全体がまとまっていくだろうと思うので、私たちの果たす役割は大きいかなと思っています。

今日、議題に挙がっている3つは、どれも重要なものです。しっかりと議論を行って、少しずつ保育の質というものに歩み寄っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

「野々市市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について」事務局から説明をいただきます。

(事務局)

「保育部会資料1：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案」に基づき説明。

(和泉部会長)

地域型保育の4つの事業について、国の基準通りで切り抜ける市町村もあると思うのですが、野々市市では再度検討いただき、事務局から説明があったように、何点かにわたって、より質の高い保育を提供していきたいということで、案をお持ちいただきました。

資料の表紙の部分に、基準案の最重要項目を書いています。それについて、国の基準と本市の基準案を比べながら説明いただきました。

これらに関して最大限の努力をしてもらい、市の方針は出してもらっていますが、委員の皆様からは、これについて疑義もあり、賛成意見もあるかと思えます。そのあたりの意見をお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

とりわけ市の独自案は、小規模保育事業B型の保育士配置基準を国基準の1/2以上から2/3以上に上乗せしております。A型と同じになれば、すごいのですが。

(事務局)

それは出来ないようです。国の基準を上回る設定は出来ませんが、必ず、A、B、C型を作って、区別できるようにしておかなければならないとされています。

(和泉部会長)

そうすると、2/3以上というあたりが、市として良いところだろうと、到達されたいところですね。

まずは、家庭的保育事業のところからご質問ください。

(委員)

最初のページ、連携施設の特例措置について、具体的にどのようなところを言うのでしょうか。

(事務局)

連携施設というのは、大きく3つあり、幼稚園、保育園、認定こども園です。どこか一か所でも良いし、複数の施設を確保しても良いことになっています。

例えば、保育園と連携した場合は、家庭的保育事業等については小規模の保育サービスなので、集団保育の面が難しくなります。そこで、保育園に出向き集団生活を体験させたり、保育園の先生と家庭的保育者の間で研修をしたり、保育園の先生からアドバイスをいただいたりする等、保育支援の面があります。また、家庭的保育事業等については、満3歳未満までの保育が原則なので、3歳になると卒園しなければいけません。ただ、卒園先が確保されないと、保護者の方も心配でしょうから、ここを卒園した場合は、こういった連携施設があるので、卒園先の確保もスムーズにいきますよ、といった情報提供をすることも、連携施設の内容になります。

(和泉部会長)

小規模保育事業等は、連携施設が大切になりますね。

石川県の幼稚園あたりで小規模保育、家庭的保育をくっつけていこうという意見を持っているところも耳に届いています。

(事務局)

幼稚園が小規模保育をされた場合は、0～2歳は小規模保育事業を利用して、3歳になったら連携施設の幼稚園に行きましようというような流れになると思います。

(和泉部会長)

他にありますか。

(委員)

医務室と沐浴設備を追加で加えるということについてですが、沐浴設備はどの程度のものと考えていらっしゃいますか。

(事務局)

沐浴設備は専用の設備を考えているわけではありません。各家庭のお風呂にあるシャ

ワーに、ベビーバスを持っていていただく等を想定しております。

(委員)

浴室というスペースがなくて、沐浴のベビーバスにお湯を張ってという程度ではいけないのでしょうか。

(事務局)

シャワー設備がないと、衛生的な面で機能を成していないのかなと思っています。

(和泉部会長)

そこは最低限の設備としてのラインだろうということですね。

特別なものをそれぞれのご家庭で、というのは大変なことです。医務室も、その子のいる部屋と少し離れた部屋が一室確保できれば、隔離可能かなというところです。この辺のところは、いよいよ事業が始まるという時に、きちんとした説明がなされると思います。

他にはいかがですか。

(委員)

家庭的保育者が受ける、市町村長が行う研修はどれくらいのものが規定されているのでしょうか。

もう1点、資格のことについて、これに幼稚園教諭は含まれるのかどうか教えてください。

(事務局)

現在、国で作成しているカリキュラムでは、家庭的保育者の基礎研修は20時間程度を予定しています。また、本市の基準案どおりの場合、関係なくなるのですが、保育士以外の方への研修は88時間プラス20日間の実地研修となっています。

また、幼稚園教諭は含まれていません。保育士に限定しています。

(委員)

それだけ保育士を確保しなければならないという問題が出てくるのですが、その辺りは見込みとしては大丈夫でしょうか。

(事務局)

保育士確保はたしかに、私立、法人どちらの保育園でもかなり厳しい状況と聞いております。そのような状況で、国の方でもある程度ハードルを下げて、保育士がいないなら、

保育士ではない方でやっていただけないかなということ、枠を広げている形になっていますが、基準案では質の確保という面で、保育士に限定しております。

(委員)

保育士、或いは幼稚園教諭も含めて入れておけば、質は担保されるけれど、枠は広げられるかなと思ったのですが。

(委員)

教育機関としての機能を果たすための職員だとすれば、幼稚園教諭でないとなりません。しかし、家庭的保育事業は保育の部分重視しているので、幼稚園教諭ではないと思います。保育士に限る意味はそこにあります。

例えば、認定こども園のように保育と教育を兼ねている施設であれば、経過措置期間はどちらかの資格、というのはできますが。家庭的保育事業等はやはり0から2歳未満なので、幼稚園教諭の資格では成しえませんが。その人たちがどんなに勉強しても専門が異なるので、あえて保育士とする方が良いのかなと思います。

(和泉部会長)

資格という点で情報提供しますと、保育士の専門学校を出た方は幼稚園教諭の免許を持っていませんので、来年度から5年間、特例制度を使って幼稚園教諭の資格を取ることになります。

認定こども園は、二つの資格を持っていないと従事者になれません。幼稚園教諭をぜひ取りたいという方々への体制は徐々に進んできています。

一方で、幼稚園教諭の免許しか持っていない方はどうするかという動きは、大変鈍いです。現在勤めている方で、100人足らずの方について、どのような形で資格を取っていただくかについては、体制が整っていません。

現在、資格という点ではこのような状況になっていますが、いずれ、この方たちも保育士の資格を持った上で、認定こども園になっていくと思います。ただ、幼稚園の皆さんが、認定こども園になっていく様子もあまり見受けられません。

子育て支援員という形で、10時間くらいの研修を受けた上に、保育事業に従事する方は残り15時間ほど、学童の方に行く方は残り5時間ほど受講するというようなシステムも浮上してきています。そういう方々をぜひ組み込んで、人手不足を解消していこうということだろうと思います。

われわれの役目としては、ここで学んだ方々が90数%まで保育の場に入ってくることを願うのですが、四大卒の保育現場への就職率がとても低いのです。短大はとても高いのですが、そのようなところの改善もできればと思います。

(委員)

家庭的保育事業等の運営基準ということは、こういう事業をしたいという方へ、市が認可をする基準ですね。野々市が家庭的保育事業等を4つ立ち上げて、実施しようということではないですよ。

(事務局)

やりましょうと公募している訳ではなく、この事業を実施する場合、この基準を満たしてくださいね、というものです。

(委員)

認定こども園が普及し、0歳児から入所することになると、この需要がそれほどなくなるかと思います。現実、認定こども園になる幼稚園・保育園はあるのでしょうか。

(事務局)

調査したところ、法人保育園で前向きに検討と答えた園はおよそ半分ほどありました。しかし、ほとんどの園は、平成27年度からではなく平成28年度以降のようです。

(委員)

幼稚園も同じような雰囲気です。

この基準は、手を挙げた所に対して、こういう条例を作って、きちっと質を確保しようというものですよね。あまりなりやすいのも困るということですよ。

どんな人でも、少し研修受ければなれますよ、というと保育の質が下がってしまうので、たとえ家庭で一人預かるだけでも、保育士としてこれだけの学びが必要であり、安全確保でこれだけのものを求められるもので、子どもと関わることの重要性というのを自覚した方が子どもに接していただかないといけません。保育の質とは、そういうことだと思います。

(委員)

小規模になるけれど、既存の施設と保育の質は同じレベルで、ということでしょうか。

保育士の確保という部分では、保育士の資格を持っている方はたくさんいるはずですが。実際保育園で働いている経験があるからこそ、保育士として働く条件、例えばクラスを持たなければならない、パートで働くにしても時間帯など色々な条件により、厳しいと感じたりします。子どもを育てながら保育士をするのはとても大変な仕事なので、そこでハードルが上がります。それでやられていない方もいるでしょう。条件に合わせて別の仕事を選ぶという方もいると思います。

小規模保育は、普通の保育園よりは、内容や対象児が今までと違いもう少し働きやすい

ですよ、という情報がたくさん入ったときに、希望する方が増えるのではないかなと思います。働きたいと思っている方はいると思うので、募集の情報がいろんな方に行くと、保育士が確保できるのかなと思います。

(和泉部会長)

現在、高齢者まで含むと1万人の潜在保育士が石川県にはいると言われていました。

条件としては、最も端的なのが給与の面でしょう。これまで介護には多くの光が当たってきましたが、この幼保一体型ということが浮上ってきて、相当量の光がこの保育の場に当たってきています。これを盾にとって、働く条件を整えていく必要があるだろうと皆思っています。

(委員)

家庭的保育事業等というのは、市としては広めたいのでしょうか。国の土台に乗っかり、野々市市ではこういう場合はこの条例で対処しようという思いなのか、市は待機児童がいるから、保育園で賄えないからこういう事業を支援しようとしているのか、国に倣っているだけなのでしょうか。こういう事業を起こすというより、潜在的な保育士がもっと働きやすい職場が与えられる方が良いと思います。公立だけでなく、私立園も、保育所内にそういう小規模の地域型保育を盛り込むこと等ができれば良いのではないのでしょうか。

市がコーディネートして、どこかに育児センターを作る等、市の支えがあって少しだけ働く方をコーディネートするのならわかります。

家庭的保育事業等は、一応、新制度に寄り添うためには準備しておく、というのはわかります。しかし、現場で生の保育士の声も吸い上げて、上手にマッチさせるのも子育て支援の一つかなと思います。

(委員)

保育士の人材バンクのようなものを、この話とは別立てで、提案できていければ良いと思います。

(和泉部会長)

地域型保育という形が出てきたのは、根本は待機児童の解消と、人口減の地域の救済、明確にこの二つです。

例えば、人口減の厳しいところで、小規模型保育を入れていかないと、園の経営が成り立っていかなくなります。いわゆる人口減の地域をどのようにしていこうか、ということと、待機児童を何とかしていこう、ということの二つです。

(委員)

それが必要な地域には、新制度に乗っかり、どんどん支援を広げる必要があると思います。そうではない地域には、必要な支援をするべきだと思います。ただ、条例については作っておかないと困るので、今の条例案について反対している訳ではありません。

(和泉部会長)

市が、今の規模で量の見込みを立てていくわけですが、それ以上の人口増があったとき、一気に待機児童が増えることがあるかもしれません。

国の流れの中で、きちんと市の体制を整えていくことが必要でしょうから、ぜひこれは条例として通しておかなければなりません。その時には、質を下げない意味での少々厳しい条件が必要です。

少し、人材バンクの話が出てきましたが、基本的にこういう流れで条例を整えていきたいと思います。

障害や疾患を持っている子の個別のケアが、居宅訪問型等が何らかの形で機能していくのではないかと思います。

(委員)

居宅訪問型を本当は充実すべきだと思います。1対1の関係が、子どもには必要な時期が必ずあると思います。小規模保育や家庭的保育といった保育園の小さなものを作るのではなく、その子に沿った向き合ったお世話、居宅訪問か預かりかの、家庭的な中で子どもを育てる、というのも大切だろうと思います。4つの地域型保育事業は、どれもこれも、時と場合で必要だからあるのだと理解します。

1対1のベビーシッターの部門は、昔、民間会社で関わったことがあるのですが、保育士、当時は保母の資格を持ちながら、研修や研究会をし、勉強してなっているベビーシッターさんでした。

当時の子育て支援の在り方は、本当に家庭の中で育つべき子どもが、たまたま事情があって保育に欠けるから、その愛情を1対1で、たっぷりとお膝の上で過ごせる支援をすべきだと思って関わっていました。今、この中にも項目としてあるので、親御さんが、どの施設を利用するか選ぶ、そういうものがあれば支援につながっていくと思います。

(和泉部会長)

利用者の選択についてでした。

認可をしていくとき、市としてはどのような体制で行うかというのは、例えば閉鎖的な、好ましくない問題も中には発生してくるかもしれません。このあたりの議論はどうでしょうか。基準に照らし合わせてOKであれば認可となるのでしょうか。

(事務局)

野々市市は、認可保育所のほとんどが、定員いっぱいスタートするという状況なので年度の途中で入所したいという方については、なかなかご希望通りにっていないというのが現実です。

その点からすると、地域型保育の4事業については0から2歳の保育なので、市としても前向きに検討していきたいと思っています。ただ、認可にあたっては、質の保障の面も、十分に考慮していかなければならないと思います。

(和泉部会長)

そのあたりに相当注意を向けて、創設して行ってほしいと皆思っているでしょう。誰でも良いというのは不安が伴います。

(委員)

文章だけがそろっているのではなく、保育の質をちゃんとしているかを見極めてほしいです。認可するまでの審査は大事です。

(和泉部会長)

そのあたりも含め、第1号議案の思いとしてお伝えして、この流れで進んでいただく、ということよろしいでしょうか。

(委員)

運営に関しての第三者評価のようなもの、市が立ち入り検査できるような内容を、条例の中にそういった言葉を入れるのか、そうすれば見に行けるかなと思ったのですが。文言が既に入っているのかわからないのですが。介護の場合には第三者評価等があったので。

(和泉部会長)

外部評価については、行政指導もきっと入っていくのですけれども、何か入っていましたでしょうか。

(委員)

認可された後の運営のチェックではなく、認可される際の条件に厳しさが必要だということですね。認可するメンバー、プロセス、目に見える形でしっかりしていけば良いのかと。

(和泉部会長)

運営が順調に進んでいったときに、それが本当に履行されているかを審査していくものですね。今挙がっている基準については、国がそこまで項目ごとにはっきりはなっていま

せん。

(事務局)

この条例は認可基準なので、認可する際の最低基準を定めております。外部評価については、運営基準の方になります。

(委員)

第三者評価があまり、保育の場になじまないもので、介護と違い浸透はしにくいと思います。

(委員)

この基準案に代わる案が出せるわけではないので、このとおりに進んでいくことになるのかなと思います。

(和泉部会長)

条文作成は、私たち民間人より市役所の方々が慣れていて御上手なものですから、国の体制も同じものですが、お任せする部分が多くなるかと思います。ただ、こうして市の方からぜひ検討願いたいという一番大事なところを抽出してくださっているので、そこに私たちがきちんと意見を出していきたいと思います。既にある国の基準を整理しながら、条文に固めていく、ということになるのでしょうか。

(委員)

国の基準通りでなく市独自基準を設けているので、国の基準よりは吟味している、ということではないでしょうか。野々市市は、どうしても新しい事業を増やして、待機児童を解消しなければならないという状況ではないので、国よりも吟味しているのは素晴らしいと思います。

(委員)

保育の質についてですが、保育補助者の研修をして、そこで充足していくということもわかるのですが、保育の質が一番心配です。どういう方が研修を受けるのだろうか等、募集するときの条件が気になるところです。

国の基準よりも上乗せする、という感じでこれ以上緩まないことを願います。

(事務局)

ファミリーサポートセンターの協力会員さんは、24時間研修となっていますが、なかなか研修時間を確保できないというのが現状です。やはり保育士資格を有するところ

が大切かなと思います。

(和泉部会長)

研修については制度設計がこれから出てくると思います。連携施設の責任もありますが、大切なところかと思えます。ぜひ意識してやっていきたいと思えます。

(委員)

職員の資格は保育士資格が最低限度であり、その資格を持ちながら、さらに経験内容や人間性等、色々あるかと思えます。その上、何年間か仕事から離れていたら違いますし、集団保育ともまた違います。また、昔と今の子どもの育ちも違ってきています。傷に消毒することですら昔とは違います。新しい知識で、新しい保育の技を学んでほしいので、最低限度が保育士資格、それにプラス研修を積んだ者という発想でないと質が落ちてしまいます。

(委員)

たくさん子どもがいる保育園だと、ベテランの先生がいたりして若い先生をバックアップしてもらえますが、小さな保育園だと一人の先生の質が高くないと、判断を誤ったときが怖いです。大きい園ですと何人かで協力し合えますが、預ける側としたら、先生一人ひとりの質が重要になってくると思えます。

(委員)

預かる側にしても、子ども一人ひとり体調が違いますし、色々なアレルギーを持った子どもがいるので、そういう面も考慮していきたいところです。

(委員)

知識と技術とマインド、保育するということは、根本に心の問題があると思えます。子どもを愛するとはどういうことか、というところまで突っ込んで勉強するぐらいの熱心さが欲しいです。たくさん保育士で預かるのではないので、そのままその人の人格が0～2歳の子どもに、お母さんと同じように伝わります。だから研修が大事になってきます。

保育するという姿勢、子どもを愛するとはどういうことか、というのを学んでほしいです。保育士の資格を持っていても、長く現場を離れていると少し違ってくると思えます。

(和泉部会長)

主婦も子育て支援員に、という記事が6月の新聞に大きく出ていますが、これがどう流れていくのでしょうか。

安倍首相が、女性に活躍してもらおう、という方向を受けているわけですが、この辺り

のことも、もう少し不安なところがあります。保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者というのを、野々市市の基準案は保育士に限定しました。そこはまず確保できるかなと思います。

ほぼ、委員としての役割を果たすべく意見をいただいたとすれば、1号議案はこれでサインを得たということで進めていこうと思いますが、いかがでしょう。

——承認。

「野々市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について」事務局から説明をいただきます。

(事務局)

「保育部会資料2：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案」に基づき説明。

(和泉部会長)

新しく幼稚園が給付型の制度に入ってきますが、まだ、市内の幼稚園は移行の意思を示されていませんね。

(委員)

野々市市は、認定こども園への移行については、どうお考えでしょうか。

(事務局)

ニーズ調査の結果、認定こども園を利用したいとする回答割合が、保育園・幼稚園に比べ少ないこともあり、公立園は移行の予定はありません。

(委員)

新しくできる保育所2園は、認定こども園への移行の様子はないのでしょうか。

(事務局)

今のところ、移行への動きはありません。どこの園もそうだと思うのですが、まだ制度が始まっていないので、平成27年度は一旦様子を見たいのではないかと思います。

(和泉部会長)

金沢市と小松市はとても先行していますね。

(委員)

金沢市は頻繁に勉強会をしていて、野々市市はどうか、と聞かれることがあります。

(和泉部会長)

新制度に移ると、保育園は1割増と新聞で見たりするのですが、そのようなことは話題になっているのでしょうか。

(委員)

既存の保育園で園児を増やしたいためにするのですか。

保育園も認定こども園に移行したくない園が多いかと思います。

まず、職員に幼稚園教諭の資格を取ってもらわなくてはならないし、学校設置基準で一番大きいのが運動場の有無についてです。

例えば保育園は、近郊に公園があればそれで良いが、幼稚園は違います。隣接した土地が必要になります。保育園は猶予期間があったとして、今、園庭がない状態で認定こども園になれたとしても、次に保育園を立て直す時は、運動場が必要になります。そういう意味でとても大変になってきます。両方の基準を備える必要が出てきます。

幼稚園でも給食施設等、クリアするにはなかなか難しい条件があります。

(和泉部会長)

条件が色々あり大変ですが、あえて移行を、という姿勢の人たちもいる。小松市のある園は、4月から移行するという動きを聞いています。

(委員)

国は勧めているけれど、市が移行に積極的でないのではおかしいのではないのでしょうか。市も一緒に勧めませんと。

行政サイドでさえも、受け止め方に差が出ている状態なのではないのでしょうか。それで、私たちが移行に焦らなくてもいいのかなという感じがしています。いずれは移行していくでしょうけれども。

(和泉部会長)

皆さんそんなお気持ちかと思います。ただ、動きがあるものですので、そのような流れの中で、指導が明確に入ってくると思います。

仮単価によって何らかの差が出てくると、やはり有利な方に動いて行くのも当然です。

(委員)

それを今計算しているところです。変わらないのなら辞めておこうか等。

(和泉部会長)

新制度として、国の大事な制度になってきたので、私たちも理解していかなければなりません。

さて、移行の話が出ましたが、この基準案は暴力団の排除について野々市市の独自基準を付け加えて、このまま条例を上げたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

基本は国の基準を踏襲するということです。宜しければ拍手で承認いただきたいと思います。

——承認。

「事業計画における「量の見込み」「確保方策」について」事務局から説明をいただきます。

(事務局)

「保育部会資料3：量の見込み・確保方策」に基づき説明

(和泉部会長)

説明いただいたように、いくつか、量の見込みと実績とに大きなギャップを生んでおります。誤差を整理しながら第5回の子育て会議では、補正のご提案があるということです。

このような流れで皆さんにご了解が得られれば、これで3号議案は収まると思うのですが、いかがでしょうか。

もう少し、分析を待ちたいと思います。次回の第5回会議でも、時間的に事業計画への反映には間に合うようにしていかなければなりません。

その他、事務局の方から何かありますか。

(事務局)

お手元に冊子があると思いますが、ご確認ください。内閣府から、新制度について分かりやすくまとめたものですので、一度ご覧いただければと思います。

(和泉部会長)

「なるほどブック すくすくジャパン」、わかりやすいものだと思います。

また、近日中に大阪会場で説明会があるそうです。

先日、私も、教育・保育要領の説明会に行ってきました。

新制度の全体像がはっきりしてきたので、後は細かい制度設計をくっつけながら、来年度を迎えるのだらうと思います。

全ての子どもは健全に育成されなければならないです。保育は、親の就業のためだけにあるとは考えられません。それ以上のものを内包していると思います。だからこそ、地方版の子ども・子育て会議も大事にして、市の保育が少しでも明るいものになり、子ども一人ひとりが元気に生きていけるような会議にできればいいなと思います。

先日ニュースで、荒川区の「35サポネット」を取り上げていました。産後半年間のサポートを実施しているとのこと。週に1～2回、2時間程度のサポートが1日500円かかるそうです。そこで、みんなの実家というのを作っているようです。皆が、そこが実家だと思えるような集まりがあるそうです。

野々市市でも、こんなサポートを組み込んでいければ素敵だなと思いました。この会議をしながら、将来的に野々市市はやっぱりこれを機会にとっても良い子育ての市へ変貌していったね、と言われれば嬉しいです。

本日はこれで終了したいと思います。

ご苦労様でした。

ありがとうございました。

これで第4回目の子ども・子育て会議を終わります。

以上